# 博士課程教育リーディングプログラム委員会規程

平成23年4月22日 規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会大学改革推進等補助金審査等業務規程(平成20年4月1日規程第5号)第3条第2項の規定に基づき、博士課程教育リーディングプログラム委員会(以下「委員会」という。)の組織及びその運営について定めることを目的とする。

## (所掌事務)

- 第2条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長(以下「理事長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - 一 大学改革推進等補助金(博士課程教育リーディングプログラム)(以下「補助金」という。)における「博士課程教育リーディングプログラム」の審査 及び評価に関する事項
  - ニ その他理事長が必要と認める事項

### (組織)

- 第3条 委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が任命する。
- 2 委員会に専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 3 専門委員は、大学の教員及び専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、理事長が任命する。

### (委員の任期等)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の後任の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される ものとする。
- 4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

### (守秘義務等)

- 第5条 委員又は専門委員は、審査・評価に関する秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 理事長は、委員又は専門委員が前項の規定に違反した場合、その他委員又 は専門委員たるに相応しくないものと認めたときは、当該委員又は専門委員 の委嘱を解くことができる。

## (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長 を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けた ときはその職務を行う。

## (議事)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、 議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の関係する機関に関する事案については、その議事の議決に 加わることができない。

#### (部会)

- 第8条 委員会に調査審議を分担させるため、必要な部会を置く。
- 2 部会は、調査審議の結果について委員会に報告する。
- 3 部会に分属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 部会の議事については第7条第1項から第4項の規定に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

## (部会長及び副部会長)

- 第9条 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長は、部会に分属する委員の中から委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 4 副部会長は、当該部会に分属する委員及び専門委員の中から委員長が指名する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理 し、部会長が欠けたときはその職務を行う。

#### (部会長会議)

- 第10条 委員会に、第8条の部会相互間の連絡調整又は調査審議の結果について総合調整を行う必要があるときは、部会長会議を置くことができる。
- 2 部会長会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 部会長会議は、副委員長、部会長の他、委員長が指名する委員及び専門委員 をもって構成員とする。
- 4 部会長会議は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 部会長会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長 の決するところによる。
- 6 部会長会議の構成員は、自己の関係する機関に関する事案については、その 議事の議決に加わることができない。
- 7 部会長会議は、総合調整の結果を委員会に報告する。

# (意見の聴取)

第11条 委員会において必要と認める場合には、委員及び専門委員以外の学識 経験のある者に意見を求めることができる。

# (雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

# 附 則

- 1 この規程は、平成23年4月22日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。